

平成 28 年度 第 2 回総合教育会議 会議録

日 時 平成 28 年 12 月 22 日 (木) 午後 4 時 00 分

場 所 野々市市役所 2 階 202 会議室

協 議 事 項 1 市教育振興基本計画の見直しについて
2 市いじめ防止基本方針の骨子 (案) について

そ の 他

構成員

野々市市長	栗 貴章
教育長	堂坂 雅光
教育長職務代理	松野 勝夫
委員	荻野 直子
〃	中野 恵美子
〃	松本 哲幸
〃	宮川 美保子

出席した事務局職員

総務部長	高橋 賢一
総務課長	東田 敏彦
教育文化部長	大久保 邦彦
教育総務課長	小川 幸人
学校教育課長	松田 英樹
教育総務課庶務係	盛本 圭一
〃	北 淳史

傍聴人 なし

議 事

開会 (午後4時00分)

《議長挨拶》

栗 議長 それでは、本日は定例教育委員会も終えられてということでございますが、今年度第2回の野々市市総合教育会議ということで、ご出席の委員各位、またメンバーの皆さんには今年1年も本市の教育に対し色々ご指導をいただき参りましたことを、まずお礼を申し上げたいと思っております。教育委員会の改革ということを含めてこのような総合教育会議というものも持たせていただいて、さらに本市の教育、教育環境の充実に図っていくということでよろしくお願いを申し上げます。また、今年も残すところあと10日ということでございまして、大変お忙しい中に皆さんにはご出席いただきましたことも厚くお礼を申し上げたいと思っております。それでは本日の総合教育会議では、協議事項をお示しさせていただいておりますが、次第に従いまして進めさせていただきたいと思っております。本日の協議事項につきましては「市教育振興基本計画の見直しについて」と「市いじめ防止基本方針の骨子案について」の2つが挙げられています。まず、これらの協議事項について教育長からそれぞれ説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

堂坂教育長 はい。それでは今ほど市長が言われた協議事項について私から説明をし、色々ご意見を賜りたいと思っております。それでは教育振興基本計画の見直しについてであります。お手元に別冊で現在の野々市市教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)の2頁をご覧ください。野々市市の教育振興基本計画は平成24年の3月に策定し、計画年度は平成24年度から平成33年度までの10ヶ年間の計画としております。2頁にもありますように平成29年度の箇所には中間評価と書かれた矢印がございます。この2頁の上から2行目から4行目あたりになりますが、この基本計画については「社会環境の変化、市民ニーズなどを考慮し、中間評価(平成29年度実施予定)を実施し、必要に応じて見直しを行うこととします」となっております。このことを受けて、見直しについてご協議をお願いしたいと考えた次第であります。同じく2頁の「計画年度」と記載されている箇所の下に「野々市市第1次総合計画」という項目があります。野々市市の第1次総合計画は平成28年度に見直しを行いまして、12月議会でこの総合計画の見直し案も議案として提出し、先般承認をいただきました。教育振興基本計画は、その

総合計画の見直しを踏まえて平成 29 年度に中間評価をし、必要な見直しを行いたいと考えております。第 1 次総合計画は、平成 33 年度の目標人口 54,000 人であったものを 58,000 人とするというように計画の最も重要な将来人口の見直しを行いました。その見直しによって、教育振興基本計画も当然内容に必要な見直しをすべきところが出てくると思います。それを平成 29 年度に作業したいということでございます。地方教育行政法では、市長が教育の大綱を策定することとなっております。この地方教育行政法が改正されたときに教育の大綱は、それぞれの市町村が作る教育振興基本計画をもって教育の大綱に代えることができるというようなことを国からお聞きをしました。したがって野々市市は現在、教育振興基本計画をもって市長の定める教育の大綱とするということにしております。県内でもいくつかそういうところがございます。今回こうして見直しをしたいと思っておりますが、この市長が定める教育の大綱について、教育振興基本計画を見直したのもをもって、引き続き、教育の大綱に代えるものとして取り扱っていくこととするのか、それとも教育の大綱を別途、この際作ろうということにするのかどうか。そのことが今回協議事項になるのではないかと考えてお話をしております。教育の大綱を別途作る場合は、教育の大綱を作る作業を、この教育振興基本計画の見直し作業に併せて行うことになるかと思っておりますので、この辺りを市長と少し意見をお聞きしながら作業を進めていかなければならないのかなと思っております。したがって今回の協議事項として挙げてございます。

- 栗 議長 はい。ただ今教育長から市のユニバーサルプランの中間見直しということで、新年度平成 29 年度に市の総合計画の見直しということも踏まえる中で検討したいというお話と、それからそのユニバーサルプランについて、それを本市の教育の大綱ということに代えるか。あるいは新たに大綱を作るかというようなこともお話としていただいたわけですが、教育の大綱について、他の自治体ではどのような状況ですか。教育振興基本計画と一緒に自治体もあればそれ以外もあるのでしょうか、それ以外というところはどんな大綱の作り方をしているのですか。
- 堂坂教育長 近隣市でも作っているところはありますが、内容は、方向性だけで、個別の施策についてそれぞれどうするかといったことはありません。
- 栗 議長 ユニバーサルプランの目的とかそういうことの大まかなものが大綱としてあってそれを実施するための教育振興基本計画というような捉え方でほとんどが行われているのではないのですか。
- 堂坂教育長 ユニバーサルプランの体系図に、少しコメントを含めたようなものです。大綱というものはそもそも市長の教育についての方向性のようなものです。

- 栗 議長 ユニバーサルプランで細かくといたしますか、計画を作っていただいているものを、例えば要約をした形で野々市市の教育の大綱にするといったところは教育委員会にお任せしますので、そのようなイメージで捉えればいいのですか。
- 荻野 委員 もともと総合教育会議が始まる前から市長は私たちと接していただきましたので、気持ちを共有できていると思っています。ですから、どちらかということ市長の熱い思いをそれにのせていただくということが大事なのかなと思います。
- 栗 議長 そうですね。
- 堂坂教育長 それでは教育委員会は見直しをいたしますが、その作業の途中で市長と協議をしながら市長の思いを踏まえた上で教育振興基本計画を作っていくということも必要だと思えます。
- 栗 議長 教育の大綱というよりも、この教育振興基本計画の中間見直しといたしますか、これをしっかり行っていただくということで、全てそこに思いは込めさせていただくような形にすればよろしいのではないかと思います。
- 堂坂教育長 はい。分かりました。それでは基本的には教育振興基本計画をもって大綱に代えても良いというような考えとして作業をしてもよろしいでしょうか。
- 栗 議長 はい。そういう形で進めていただければ良いのではないのでしょうか。皆さんはそれでよろしいですか。
- 堂坂教育長 委員さん方は問題ありませんね。
- 栗 議長 教育委員会部局以外は問題ありませんか。
- 高橋 部長 市長がおっしゃったとおり委員さんと意見が合えばそれで申すべきことはありませんが、テクニカルな部分で気になることがいくつかありますので申し上げたいと思います。見直しを今から始めるとした時に、これから詰めるのであろうという返事でよろしいのですが、総合計画審議会みたいな会議でユニバーサルプランを作った時も委員会を設置し、あるいはアンケート調査もしておりますが、そういうご予定はあるのかないかをこの場で確認できるものならした方が良くはないかということが一点目。そうした中で、現在、中央地区整備事業が2つ完成していき、そういったものをどうやって反映させるかということは今から討議することになると思いますが、そういう考えがあるのかということが二点目。それで中間見直しをしたらこういう冊子を作るのかということ。もし作ったとして、巻頭「はじめに」があったとしたら、現行は5年前に教育委員会が作ったということですが、今回は市長が大綱を作るということになっているので、最後の署名欄が教育委員会ではなく市長になるのかという点の以上三点です。

堂坂教育長 総合計画を踏まえて作るというのは、現在の教育振興基本計画を作った時と同じだと思います。そういう意味では総合計画に込められた市長の思いを教育版にも反映するというスタンスで考えていくべきだと思います。それは一つ大前提だと思います。それでその作業をしていく上で具体的に審議会や検討委員会、あるいは市民のアンケート等といった作業をどうするかについては、具体的なことは固まっていません。これからユニバーサルプランについては、総合教育会議のこの市長の思いを踏まえて作業していきたいと思っています。それから中央地区整備事業についても総合計画の中でコメントされているものを踏襲するようなことになるかと思っています。それから巻頭「はじめに」のところは、教育振興基本計画は市長が作るものではないということで考えると、やはり教育委員会の名前になるのだろうと思います。市長のコメントを追加するかどうかはもう少し考えさせて欲しいと思います。

栗 議長 ユニバーサルプランをもって教育大綱に代えるとは言いましたが、必要があれば、教育振興基本計画の要約版みたいなものを大綱として位置づけてもらっても良いかと思います。

堂坂教育長 大綱を作る作業は教育振興基本計画と総合計画の見直ししたもの、これをもって検討するということよろしいですか。

栗 議長 はい。これで検討していただければ良いですし、あと教育振興基本計画と教育大綱は同じという表現してもらっても良いし、もし必要であれば要約した形をもって大綱に位置づけてもらっても良いかと思いますが、どうですか。

堂坂教育長 私は教育振興基本計画をもって大綱に代えるというのは平成 27 年の 4 月に改正施行した時に、すぐ大綱を作るといってもおそらく大変だろうからという国のお考えもあり、法の趣旨としては当面大綱に代えても良いよということであると認識していました。

栗 議長 大綱が法的に中身までは言っていないのですが、そういうことで言えば、同じにしておけば都合が良いのですかね。「ユニバーサルプランが野々市の大綱です」という言い方をできるわけですね。

堂坂教育長 それはできると思いますが、市長の考えが全てここかと言われた時に対外的に言うと、「教育の大綱は、どうして市長が作らないのか」と、このような意見が出てきた場合、「それは教育振興基本計画に書いてあるそのとおりです」というように言われて十分かどうかはわかりません。

栗 議長 教育基本振興計画と書き、括弧して野々市の教育の大綱とするのはできないのですか。

堂坂教育長 それは分けたほうがよろしいかと思います。

栗 議長 教育の大綱を作った場合、議会に諮ることになりますか。

堂坂教育長 いえ、諮る必要はございません。

大久保部長 ただ公表はしなくてはいけないということです。教育基本法の第17条は教育振興基本計画を作らなければならないということが書いてありますが、それを参酌し、施策の大綱を定めるものとするということが地方教育行政法の第1条の3に掲げてあります。この関連性は結構繋がりは深いかと思えます。

栗 議長 それではその計画を教育の大綱に代えるということはどこかで公表や、例えば位置づけをしなければいけないものですか。

堂坂教育長 法律は教育振興基本計画をもって、市長の教育の大綱に代えるということ公表しなければならぬとは書いていないと思えます。大綱作るということまでしか書いてありません。

大久保部長 大綱については「定めるものとする」、教育基本振興計画については「定めるように努めなければならない」となっています。

栗 議長 思いはこれでいいですから、後はそこだけ整理できれば良いかと思えます。では両方作ることにしたいと思えます。

栗 議長 単純に言うと中身は一緒で、表紙だけが違うという考えでいいのですかね。どうですか。

高橋 部長 法律は先ほど大久保部長がおっしゃったように、「定める」と「努める」があるという話で、大綱は誰が定めるかということになりましたら市長だということになれば、市長の名前で大綱というのを広く公開する必要があるのではないかということになります。そうなればこれを見直しした後も、このまま大綱ですということにした場合に少し無理があります。そうしたとき、普通大綱といえばコンパクトなダイジェスト版で理念とかそういったものを定め、個別の計画が基本計画という考え方をしたら市長名で大綱というのを出すべきだと思います。

栗 議長 要はこの要約版を大綱にするというような形でということですか。

高橋 部長 私が思うのは、本当は逆です。大綱に沿ってすべきだと思います。

堂坂教育長 大綱をもって教育振興基本計画をつくるという関係ではありません。あくまでも双方、独立した行政機関ですので。しかし、現実論で考えたら総合計画のもとで教育振興基本計画を作る必要があり、そこに盛り込まれている市長の思いを踏まえて、我々は教育振興基本計画の見直しもするし、市長の思いの大綱ももう一つ作るということにすれば、今問題になっていることは解決できるかと思えます。

栗 議長 要はテクニックと申しますか、やり方の話だけで、中身については思いは全て一緒ということです。

堂坂教育長 そうしますと、教育の大綱を事務局である教育委員会の方で案作りしてよろしいですか。

栗 議長 はい。

荻野 委員 平成 24 年からはやはり状態はとても変わっていますし、資料を作るときの委員の方々というのは、教育現場の方に非常に偏っているので、例えば、市長がさらに経済界からお声を欲しいということがあれば、そのような形で見直ししていった方がより市長の意向に沿ったものになってしまうのではないですか。社会に出て役立つ人間を育てるのが教育なのであれば、今育てているのではなく、社会でどんなふうな人間が求められているかということを反映しないと良い人づくりはできないと思いますので、是非こういった方面も強くして欲しいなと思います。

栗 議長 はい。そうですね。そうしたら作成に向けての実行部隊はこれから練ってもらえますか。

堂坂教育長 全てこれからです。それでは、教育の大綱と教育振興基本計画の 2 つを、整合性をとりながら作るということによろしいですか。

栗 議長 お願いします。

堂坂教育長 わかりました。ありがとうございます。

栗 議長 それでは新年度に対応していただくということで準備をよろしくお願ひしたいと思います。次に「市いじめ防止基本方針の骨子（案）について」教育長説明をお願いします。

堂坂教育長 市いじめ防止基本方針の骨子案についてですが、今から 1 年前、12 月に総合教育会議を開いたときに協議事項として、重大事態への対処について、矢印を使い、わかりやすく図で表した資料を 1 枚お付けいたしました。それで重大事態が起きたときの考え方を市長にご説明しましたところ、市長からはもう少し精査したものを出すようにという趣旨のお話をいただきました。今回はその一年前のことを受けて本市のいじめ防止基本方針の骨子案をこのようにしたいということで協議をお願いしたいということでございます。重大事態に対処することについては、基本的には大きく流れが変わったわけではありませんが、一番大事なところは重大事態対処だと思ひまして、この図を作っております。時間の関係上、骨子案の大きなポイントに絞ってご説明したいと思います。骨子案は 5 枚に亘って作っておりますが、どんな骨組みかというのを分かっていたかのために、別に両面刷りの 1 枚もので、骨子案の目次のような形にしたものをお手元にお配りしてございます。まずこれを見てください。大きな柱は 4 つです。「Ⅰいじめ防止のための基本的な考え方」について、「Ⅱいじめ防止等のために本市が実施する施策」で、「本市」ということは市長部局及び教育委員会を含めて「本

市」ということです。「Ⅲいじめ防止等のために学校が実施すべき事項」、そして、「Ⅳ重大事態への対処」という大きな柱立てで作ってあります。それではこちらの目次を参照しながら、5枚ものの資料のポイントだけご説明をさせていただきます。特に野々市市特有のところもできるだけ説明したいと思います。Ⅰのいじめ防止のための基本的な考え方の2-(3)では問題の克服への視点ということであり、いじめ問題の克服をしていく際の視点で、忘れてはいけないことという意味で書きました。いじめる側が以前はいじめられる側にあるということも考えられるので、そのいじめられた、いじめたという双方の複雑な背景があるかもしれない、あるいは交友関係も含め、まず全容を把握することが大事だということです。これはよくあることで、ずっといじめられていた子が我慢できなくなって、つい逆の関係になる。いじめていた側が初めていじめられた時に、いじめられたと言ったのを機にいじめられる側になってしまう。そのようなことがありえるので、基本的な考え方に載せました。それから、Ⅱでは2-(1)学校を支援するための体制整備、野々市市生徒指導連絡協議会の設置ということであり、いじめ防止基本方針は、国から示される雛形などでは、いじめ問題対策連絡協議会というのを置きなさいというのは割りとありますが、野々市市は現在それに良く似た組織として野々市市生徒指導連絡協議会という組織を作っております。小中学校の生徒指導担当の他に警察、保育園、明倫高校、PTA、こういった学校以外の関係者にも入っていただいた生徒指導連絡協議会で生徒指導上のいろいろな連絡、情報交換などを行っております。これを生かしていこうということで、野々市市では別途いじめ問題対策の連絡協議会を作らずに、生徒指導の全般を行っている生徒指導連絡協議会でいじめを含めて連携を図っていくこととしたいということで、これは野々市市独自の考え方を入れました。それから野々市市独自ではⅡ-4-(3)子供と関わる時間と場の確保ということで、ノーテレビ・ノーゲームデーの取組を推進するという具体的な活動として、ここに明記をしていきたいと思って骨子案に載せました。それから2頁目に移り、「7いじめ防止等の対策を推進するための財政措置」という項であります。いじめ防止の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるように努める。これを骨子に含めたいと思っております。これまででも、生徒指導上の問題のある子が転入してきたときや、あるいは学級崩壊を起こすほどの問題行動が学校に多発してしまっているときなど、特別教育支援員の緊急配置などもお願いしてきましたが、いじめ等についても重大事態に発展する前に対策を打たなければいけないことが年度の途中で起きることもありえますので、ここではそういった時へのための財政上の措置をお願いし

たく、載せてございます。それからⅢ－３－（３）特別な教育的支援を必要とする児童生徒への配慮についてですが、これは子どもたちの中には自分の思いや苦しさを表現することが中々十分にできない生徒もおいでます。したがって、このような児童生徒がいることを踏まえて教職員が積極的にその気持ちを汲み取り、学校の全教職員による支援体制を構築していく、そのようなことを盛り込みました。それから３頁目は野々市市独自というわけではありませんが、インターネットの関係のことでⅢ－３－（８）インターネット上の不適切な書き込み等への指導ということで、インターネット上でいじめやトラブルに結びつくような、児童生徒による不適切な書き込みについて指導する。これは児童生徒にする指導であり、保護者に対しては（９）でスマートフォンや携帯型音楽プレイヤー等のモバイル端末によりインターネットを利用する際の危険性や留意点について啓発活動を行う、ということ載せました。インターネットについての対応は他のところでもよくあります。非常に大きな問題に発展しがちな点ですので、ここは欠かせないと思っております。それから次の頁にいきましてⅢ－５いじめの再発防止のための取組という書き方をしたところは他にはあまり見つけられませんでした。最後に、Ⅳ「重大事態への対処」であります。Ⅳ－２－（１）重大事態の意味についてで、重大事態というのは何を指すのかということが法律ではなかなか読みとれません。国が判断基準として示したのが（１）の３行目からあります。「子供が自死したり、それを企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、それから、「精神性の疾患を発症した場合」や「金品等に重大な被害を被った場合」重大な被害というのがどこまでを指すのか、金額は明記しておりませんが、これをもって判断するという事です。最後に「年間 30 日を超える欠席がある場合」、これらの場合に重大事態と判断するという事で例示がされました。それを受けて重大事態が発生した場合、（３）重大事態の報告です。学校が把握したら直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はいじめ問題緊急対策チームを設置し、当面の事態に対処するとともに市長に報告する。教育委員会がいじめ問題に対し、緊急対策チームを設置するという事は野々市市だけです。対策チームのメンバーについては（４）で教育長・教育文化部長・教育総務課長・学校教育課長・市教育センター所長等による内部での構成です。内部職員でまず学校の報告を踏まえて事実関係を初期の内に把握するという事を大事にしたいと思っております。そして（５）で調査主体について、重大事態の調査は教育委員会か学校のどちらが行うかは、保護者等の要望等を十分把握した上で判断します。教育委員会が行う場合と学校が行う場合で、どんな場合が想定されるかなのですが、教育委員会が行

う場合というのは学校が主体で調査しても成果があまり得られない、再発防止に十分な効果が出ないと教育委員会が判断したとき、その判断をもって決めるということが一つです。要するに重大事態の対処や再発防止に学校任せでは成果が得られない場合です。もう一つは学校主体で調査を行わせると、学校の教育活動に大きな支障が生じる恐れがあると教育委員会が判断したときです。この場合には教育委員会が調査の主体となるということがよく言われております。もしも重大事態が起きれば野々市市では教育委員会が調査主体になるのが一番良いかと思えます。このような考えであります。(6) 調査を行うための組織についてで、教育委員会が調査を行う場合は、弁護士、医師、学識経験者等で構成される調査委員会を設置する。そして調査をしていくということになります。調査を行い、調査結果が出ればIV-3-(1)及び(2)ということになります。「調査結果の提供及び報告」です。調査結果の提供というのは、いじめを受けた子ども及びその保護者に対して提供することです。報告というのは市長に対して報告するということでもあります。この重大事態の対処で今思っているのは、この流れだと、どんな問題が起こるかということでもあります。重大事態があったときには初期対応が大事だということがよく言われます。事実の把握が後々になってうやむやになるということもありえますので、ここでは緊急対策チームで事実の把握に務め、それがしっかりしていれば後々の対処はしっかりできると思えます。したがってチームを作ったのですが、調査委員会を作っていくということが非常に時間がかかるのです。例えば、弁護士や医師にお願いするということになると、弁護士の場合、弁護士会に推薦のお願いをします。推薦を受けた弁護士会が理事会を開いて誰をするかを決めた上で判断します。医師も同じで、県の医師会に推薦依頼をして医師会の役員会で誰を派遣するかを決めた上で返事をします。その期間が非常に時間がかかると思っております。それをこの骨子案を作った後で、解決策がないかいろいろと考えました。他の市の例を見ると、金沢市は予め弁護士や医師を含んだいじめ防止等対策委員会を設置しておき、重大事態が起こったらその委員会が動くということをするようにしていますので、そこは一つ骨子案にはないことですが、生徒指導連絡協議会だけでなく、予めいじめ防止等対策委員会は設けておいたほうが望ましい気がします。これは骨子案についてご協議頂いた上でご意見を頂ければ、それに従って市長の決裁を頂くまでの間にきちんとしたものになりたいと思えます。これらのことを骨子案を作っていて思いました。それから最後の5頁目、IV-4 市長による再調査及び措置についてです。教育委員会が調査結果を市長に報告しますが、その教育委員会の調査結果報告だけでは十分ではないと

市長が判断されれば、市長の名前で調査委員会を作って再度調査を行うということが（１）になります。それから（１）によって再度調査を市長が行った場合はその結果を議会で報告することとなっております。これは法的にも決まっておりますので、それを踏まえて骨子案に入れました。いじめ防止基本方針は法律が施行されて以降、本当は早く作るべきだったのですが、どんな問題があるかを先に作られた他の自治体を見ながら野々市市で、できるだけ盛り込んだ基本方針にしたいと思いましたが、少し時間がかかりました。できれば今年度中に市長の決裁を受けるように作業したいと思っています。

栗 議長
松本 委員

はい。今、説明を頂きましたが、何かご意見ご発言あればお願いします。
よろしいですか。先ほど教育長もおっしゃいましたが、いじめというのはスピードというのが非常に大事だと思われれます。現場にいた人間からすると3Sというような考え方を常にしていました。その一つはスピード、もう一つは正確、そして最後が誠意なのです。相手に対し誠意を持って接するという事を行わなければ重大事態に発展していきます。最初は小さい一歩がどこかにシグナルとして出たときに、3Sでどうやって対応するか、特に保護者の言いたいことを聞いて正確な情報提供をきちんとすることが大事です。人間というのは一生懸命見ているも見過ごすことがあるわけで、そこは誠意を持って応えていくことで解決の道に繋がるのではないかと思います。そのことが表明されていた方がよいと思ったことと、先ほどの1頁目の野々市らしさと言いますか、ノーテレビノーゲームデーの取り組みと、親子であったり先生が児童生徒と関わる時間を確保するということが、このいじめ防止の基本方針のⅡ-4-(3)にあります。これだけでは少し不足しているのではないかと思います。先ほど、お金の問題も少し出ましたが、学校が非常に忙しい事実はどこからも言われている中で、先生が児童生徒と関わっていく時間を作っていくには、事件が起きてから人を派遣するというのも大事なかもしれませんが、どうしたら先生の仕事を軽減するというか、人員を余計にとることで、1人当たりの仕事量を減らすといいですか、何かそういう意味での野々市市の学校の先生方に配慮していく方法を工夫しなければいけないのかなと思います。例えば、富陽小学校などは1学年が5、6つあるという大きい学校ですが、1組の指導も6組の指導も同じようになるためには、同じような教材を作らなければならないのですが、補助教員みたいなものを学年に1人つけるようにするとか、週3日程度でもいいから2時間、3時間つけられるみたいなことや、菅原小学校のような小さい学校でしたら、1、2年生に一人つけられるとか、何かそのようなことをして助けていかないといけないのではないかな

と思います。野々市市らしさという面では、障害がある人などの相談を乗っていただける発達相談センターのような施策は非常に良い施策だと思います。それと同じように学校にも何かしてあげられるようなことを野々市市として事件が起こる前に、助けていくような人員配置を工夫していただきたいです。教材を作るということでしたら、ある程度教材の中身を知った人間でないといけないと思いますし、教員免許を持っているほうが良いのかと思います。何か一工夫をしていただけると嬉しいです。

栗 議長

他に何かありますか。

高橋 部長

いくつか確認したい点があるのですがよろしいですか。骨子案のIV-3-(2)で教育委員会は、調査結果を市長に報告するとあります。昨年と同じ時期のこの会議で示された流れ図があるのですが、そのときにはこの形ではなくて、総合教育会議の開催の可能性が図に示されておりました。今回示された流れ図では、総合教育会議の文字は出ておりません。少なくとも1番最後の頁の③調査結果報告の矢印のところで総合教育会議というものが出てくるのかと思ったり、あるいは教育委員会だけで進めるのか、議会の対応、マスコミの対応はどうするのか、いろいろと気になることがあり、去年の教育長のお答えを聞きますと矢印の方向や時期に関わらず市長へはすぐ報告がされるというお話もあったので、この矢印にあまりこだわることがないにしても総合教育会議の介在というのが全くないのはどうなのかとした時に、1番最後の頁の市長という文字の下に総合教育会議というものがあってもいいですし、市長は再調査の場合のみ矢印が市議会にいます、初度調査の報告を議会や報道機関にいく矢印が見当たらないと、そこをどうしようかということです。初度調査を市長、あるいは教育委員会から議会に報告するのかという点ですが、それから報道機関へも市長、あるいは教育委員会が言うのかという点、そういうところをもう少し1番最後の表に加えたほうが良いのではないかなと思います。以上です。

栗 議長

はい。何かありますか。

堂坂教育長

今言われたことはもったもな事だと思います。前回はそうしてありましたし、流れとして総合教育会議を入れたほうが確かにわかりやすいかなと思います。ただ、この図の中に全て細かく書き込んで良いのかと思いがらおりました。

高橋 部長

必要になったら市長が召集するという形の総合教育会議で報告を行うというスタイルかなと思います。

堂坂教育長

また、今の意見も踏まえて、これからの作業の中で一番良いものにしていこうと思います。

栗 議長

色々と意見を出してもらって詰めていただければと思いますが、他に何か

ご意見等ございますか。ひとつ私から基本的なところを確認させてほしいのですが、国のいじめ防止対策推進法に基づいて言うと、現在、野々市市で練っているこの基本方針を作ったら、どういう扱いになるのでしょうか。

堂坂教育長 基本方針は公開いたしますので。

栗 議長 公開ですし、つまり基本方針というのは位置づけとすると、どういう扱いになるのでしょうか。あくまで方針は方針ですので、方針に基づいての基本的な施策というか、取組みを位置づけるのかと思っておるのですが、その辺どうするのでしょうか。

堂坂教育長 勉強不足で申し訳ありません。いじめ防止基本方針を作ったら、それを踏まえて実施要綱のようなものをいるかどうかという、このような話でよろしかったですか。

栗 議長 はい。それはどうなりますか。

松田 課長 よろしいですか。国のいじめ防止対策推進法の作りから言うと、第12条は努力義務で、第13条の学校いじめ防止基本方針は必ず定めることとされています。つまり、具体的な実際の実践というものは、ほとんど学校で行われることが多いので、市が大まかな方針を示して、具体的な部分については学校でする部分が多いので、学校の基本方針というものはさらにそれを具体化したものになります。

栗 議長 なぜこんなこと言うのかと言いますと、せっかく良いものを作っても、位置づけをはっきり明確にしておくということも大事なかと思えます。そうしないと、ただ作ったみたいな形になりかねませんので。

松田 課長 いじめ防止基本方針ができてから、それがどれくらいの体制になるのかご判断いただきたいと思えます。現状のものは骨子案で、実際の方針となるとこれをさらに詳しくしたものになります。

栗 議長 大事なことはしっかりと、方針を明文化して、実際は各学校現場がいじめの早期防止を、いじめの事実を小さいことでもできるだけ早く把握し、把握した先生だけがあれこれ悩むのではなくて、全体として対応するというような、そのようなことが大事なんでしょうから、そういうことを行いやすくするようなことをし、これを現場の先生にもご理解いただいて、先生にも自信持ってというのか、自分で抱え込まずにすぐ相談する、そういうことになってくれれば良いなと思えます。まず、そういうことを含めてもう少し検討いただければと思います。あとそれから時期的なもので、今の検討体制だけで十分なのか、その辺も含めてどうですか。

堂坂教育長 これは第三者の委員会が作ってとかそういうことではなく、市長に対して起案決裁で決裁受けたら市のいじめ防止基本方針ですと言えるものになります。市のこの基本方針を踏まえて、各学校は、骨子案のⅢのところ学

校が実施すべき事項、これをより具体的に肉付けしていく、このことが今、市長が言われたように、作っただけでなく学校へきちんと繋がっていくということです。

栗 議長 そのようなことがむしろ大事で、この基本方針を市も示して、これを学校の現場の先生方がきっちりこういうものがあるから、そういう事態を把握した場合には遠慮しないでといいますか、その点が今まで一番気になっていたところなので、先生方にも役立ててくれるようなものを作って欲しいなと思います。

堂坂教育長 各学校は、各学校ごとに作ってあるのですが、これをもう少し「方針」を踏まえたものに作り変えていただくことが出てくるかと思います。

栗 議長 各学校の管理職だけに留まらず、できることなら先生方のご意見も、もし聞けるのであればしていただきたいです。私は実際良く分からないですが、よく聞く話では、こういう事態が起きて、先生には相談していたが学校が動いてくれなかったということが、後になって出てきたという話も聞きます。実際そうであったかどうかは、わかりませんが、何か現場の先生方がいじめに対して対応しやすいようなものを作っていたほうが良いかなと思います。その辺を配慮していただければ良いのではないかと思います。

高橋 部長 いじめ防止対策推進法の冊子を開いて2頁目の第14条について、お願いなのですが、野々市市が仮にいじめ問題対策連絡協議会を設置することになれば、条例で定めなければならないとなっておりますので、早めに総務課へよろしくお願いいたします。また、第16条で、国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとなっておりますが、この体制というものが何か具体的に考えておられて今後出てくるのか、あるいは人的な配置はどうなるのか、少し気になるものがありますので、条例人事等に関わることであるので、また総務課へひとつよろしくお願ひします。

堂坂教育長 第14条の条例でこれを設けることが省略できないのかと思ひまして、生徒指導連絡協議会にしてあります。現在十分機能している組織です。

高橋 部長 省略できると思います。これに代わる組織があればそれでいいのですから。ただ、メンバーがという話にもなるかと思いますが、しかしこれは必置ではありません。

堂坂教育長 この第14条で、法務局と児童相談所とありますが、この2つの機関の人は、現在の生徒指導連絡協議会には入っておりません。

高橋 部長 警察は入っていますか。

堂坂教育長 警察は入っています。

栗 議長 各学校からは生徒指導担当の先生が来られているのですね。

堂坂教育長 はい。

栗 議長 管理職はどうですか。

堂坂教育長 管理職は入っていないです。一番把握している先生が来ます。

栗 議長 わかりました。必要ならば連絡協議会の体制を見直すことで対応してもいいですね。

堂坂教育長 同じようなことをする組織が二つできるのは止めた方が良くと思います。

高橋 部長 会の運営に色々と忙殺されることになりかねませんし。

栗 議長 できるだけ、その辺りも合理化といいますか、スリムにしていけないといけませんね。先生方の忙しさも配慮し、松本先生の言われたことも含めて、もし具体的に考えられることあれば、すぐできるかどうかは別として検討していけないといけませんね。

松野 委員 現場に近いほど、より具体的になりますね。

栗 議長 財政的には苦しいことは苦しいのですが、ただそういう中であっても教育支援員等の数は、他の自治体に比べれば、多く配置させていただいているということもありますし、それと同じような考え方でやらざるを得ないのかなと思います。

堂坂教育長 第14条に書いてあるからこの組織を作らなければ動かないということも無いと思ってまして、そこは柔軟に考えています。

栗 議長 そうしたら目標として時期はいつになりますか。

堂坂教育長 今年度中には作りたいと思います。既に骨子案を作って成案に近いものも手元には準備できていますので、今回の協議を踏まえたくらうえで必要な修正を加えて作業したいと思います。

栗 議長 また委員の皆さんでこの骨子案でお気づきの点がありましたら委員会の方にお話いただければ良いかなと思います。

堂坂教育長 定例教育委員会の議案に一度かけて、それから出すということによろしいですか。

栗 議長 良いと思います。

堂坂教育長 わかりました。それではそのような扱いでします。

栗 議長 それでは今回の教育振興基本計画の見直しと教育大綱との関係についてということもご議論いただきましたし、また、市いじめ防止基本方針の骨子ということでご議論いただけたということで、いずれもこれから準備といえますか成案に向けて取り組んでいくということになると思いますので、それぞれまたお気づきの点が出てきましたら教育委員会、教育長へお話いただければ良いかと思います。予定した協議事項はこれで終わりということですが、その他、平成28年度上半期の教育委員会主要事業進捗状況について事務局から説明をお願いします。

小川 課長 それでは最後の一枚ものの資料になります。上半期の教育委員会、教育総務課から中央地区整備事業対策室までの主要事業をピックアップしたものを資料として掲載させていただいております。上半期までの進捗状況という形で読み取っていただければと思います。お時間の無い中の説明になりますので、個々の説明は省略させていただきまして、ほぼ全ての課について事業内容は順調に進んでいるということで読み取っていただければと思います。参考につけさせていただきました。

栗 議長 はい。そういうことでまたご覧になっていただき、今日は後ほど意見交換の場があるとお聞きしていますので、この場で出せなかったご意見についてはその場も利用いただければと思います。それでは時間も参りましたので、以上で本日の総合教育会議を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 (午後 5 時 15 分)